

工事協定書

東京都調布市多摩川1-8-7外（地番）に建設予定の（H20）西調布住宅（RC-a・b・c）

建設事業（以下「本計画」という）の建設工事（以下「本件工事」という）に関し、

（以下「甲」という）と株式会社長谷工コーポレーション（以下「乙」という）とは協議の結果、下記の工事協定書（以下「本協定」という）を締結する。

記

第1条（建物の概要＜予定＞）

1. 工事場所：東京都調布市多摩川1-8-7外（地番）
2. 工事名称：（H20）西調布住宅（RC-a・b・c）建設事業
3. 建築主：財務省 関東財務局
4. 施工者：株式会社 長谷工コーポレーション
5. 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上8階建
6. 建物用途：共同住宅（公務員宿舎 415戸）

第2条（関連法規の遵守）

1. 乙は、本件工事を行うに際し、建築基準法、環境確保条例、騒音規制法等を遵守し、その他、行政指導に従うものとする。
2. 乙は、本件工事において、甲からの苦情及び申入れについては誠意をもって対応するものとする。

第3条（工事の期間）

本件工事期間は2009年9月初旬から2010年10月末日の予定とする。

但し、天候等やむを得ない事情により上記期間を延長する場合は、予め甲に通知（掲示板に掲示）するものとする。

第4条（作業時間及び休日）

1. 作業時間は、午前8時～午後6時とする。（作業開始前の準備及び作業終了後の片付け・清掃等各30分を除く）但し、特に騒音・振動が著しい作業（特定建設作業）の際の作業時間は、午前8時30分～午後5時30分までとする。
2. 日曜日は原則として作業全休とする。祝祭日は原則として作業全休とするが、作業を行う場合はご迷惑の少ない軽作業のみとする。但し、やむを得ず作業を行う場合は、事前に作業内容、作業時間等を甲へ連絡するものとする。
3. 台風等の自然災害時及びその他の緊急時に現場保全の為、必要な作業を行う場合並びに所轄官公庁より指定された作業を行う場合、内外装工事等の著しい騒音・振動を伴わない怪作業を行う場合は本条1項、2項の規定は適用しないものとする。
コンクリート工事等の中止出来ない作業を行う場合は、本条1項の規定を適用しないものとする。
4. 夏季及び冬季の休暇については、月間工程表にて甲に連絡（掲示板等に掲示）するも

のとする。

第5条（工事工程表）

1. 乙は本件工事を着手する前に、全工程予定表を甲に提出するものとする。
2. 乙は、週間工事予定表等を仮囲いに掲示すると共に、月間工程表を甲に提出（掲示板に掲示）するものとする。尚、やむを得ない事情により、工程が著しく変更になった場合は変更後の工程表を甲に提出（掲示板に掲示）するものとする。

第6条（危険防護措置）

1. 乙は施工に際し、山留・仮囲い・養生シート・防護網等により事故防止の保護設備を設け、安全確保に万全を期すものとする。
2. 乙は、作業所内には消火器などを常備し、万全の火災防止策を講じるものとする。
3. 乙は、本件工事を行う場合を除き、道路上及び近隣付近に不要な工事資材その他を放置しないものとする。

第7条（騒音、振動等の防止）

乙は、本件工事に伴う甲に対する騒音、振動等の防止については下記の通りとする。

1. 工事中の騒音、振動については、騒音規制法等の法令に定めた基準を超えないものとし、基礎工事期間中（山留・根伐）は騒音計、振動計を設置するものとする。
2. 工事用機械、器具については、騒音、振動等を最小限に止める機種を選択するものとする。
3. 乙は、粉塵、土砂等の飛散を防止する細心の努力と工夫をするものとする。
4. 本件工事によって道路上等に塵埃やゴミ等が散乱した場合、または万一、甲の敷地内にゴミ、資材破片、泥等が飛散した場合は必ず清掃等を行うものとする。

第8条（工事車両対策）

1. 乙は、工事車両の出入りについては、ゲート前のほか、必要に応じて適切に誘導員を配置し、通行者（特に幼児、児童生徒、高齢者等）の安全確保に細心の注意を払うものとする。
2. 乙は、工事車両運転者に対して安全運転を徹底させる等し、道路交通法の厳守を励行させ、作業所出入口周辺での出入り等は歩行者及び一般車両の通行の安全確保に努めるものとする。
3. 工事車両は、周辺状況を把握の上、所定ルートを通行するものとする。
4. 工事用大型車両（4t超）の搬入は午前8時30分以降に行うものとし、学童の登校時間外に行うものとする。下校時間帯も特に学童の通行には注意を払い事故防止に努めるものとする。但し、重機、クレーン、ポンプ車等は午前8時前に搬入し学童の登校に影響がないようとする。特殊車両は所轄官庁の指導によるものとする。
5. 工事車両は近隣住宅に接する道路には駐車しないものとする。また、敷地内に駐停車する場合はエンジン、ラジオ等はかけないものとする。但し、ミキサー車、ポンプ車、クレーン等のエンジンは除くものとする。
6. 作業上、道路を使用しなければならない場合は最小限に留め、道路使用許可範囲内と

する。

7. コンクリートミキサー車等の洗浄が必要な場合は現場敷地内で行い、近隣住宅に接する道路では行わないものとする。

第9条（建物等の損害の修復）

乙は、本件工事に起因し、隣接する甲の建物及び付属物等に損害等が生じた場合は、甲、乙両者立会いの上、確認を行い、乙は誠意をもって甲と協議し、損害箇所の修復を図るか、損害賠償を行うものとする。

第10条（テレビ電波受信障害対策）

乙は本件計画に起因する甲へのテレビ電波受信障害については、専門業者による事前調査を実施し、甲に受信障害が発生した場合は、本件工事竣工時までに必要な措置を講じるものとする。

第11条（現場管理）

1. 乙は、工事責任者を置き、連絡先を明確にし、甲の対応窓口にあたると共に本件工事場所の管理を十分に行うものとする。
2. 乙は、衛生面に注意し、簡易水洗トイレ、手洗い場等の設備を設けるものとする。
尚、作業員宿泊施設を設けないものとする。

第12条（連絡体制）

1. 本協定書を円滑に実施し、連絡を密にするために乙は現場事務所を設置し、連絡責任者を次のとおりとする。

担当責任者 開発推進4部 門間晶己

作業所長 上垣秀人

現場事務所 電 話 042-442-5071

2. 乙は甲からの苦情については、下請け業者に関するものも含め迅速に対応し、処理するものとする。

3. 夜間、早朝、休日、緊急時の連絡先

株式会社長谷工ナヴィエ 03-3255-0061

第13条（その他）

本協定書に定めなき事項、疑義等が生じた場合は、甲、乙は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

以上

平成21年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所 東京都港区芝2-32-1

株式会社長谷工コーポレーション

氏 名

印

工事車両搬出入経路図

